

ガス事業法令に基づくガス料金等に関する 規制解除に伴う約款内容変更のお知らせ

鳥取ガス産業株式会社
鳥取市五反田町6番地

平素は鳥取ガス産業をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

当団地は平成31年3月1日から、ガス事業法令に基づくガス料金等に関する規制が解除されました。これに伴い、指定旧供給地点小売供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきまして、平成31年3月1日以降、「ガス小売供給約款」による契約に基づいてガスの供給を継続させていただきます。また、既にお知らせしましたように、約款の内容を一部変更させていただきました。

基本的には、これまでの供給条件を継続した契約とさせていただきます。

今後もより一層のサービスの向上・保安の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※下記対象契約種別以外のお客さまにつきましては、平成29年4月1日付で本規制は解除されており既に下記変更内容をお知らせしております。

対象契約種別

- 指定旧供給地点小売供給約款による契約

変更の概要について

- ① 当社は、約款を変更することがあります。変更後の約款に異議がある場合、解約することができます。
- ② 約款の変更の際は、その変更内容をお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、当社ホームページ又は電子メール等、その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。ただし、約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めが有る場合を除き、変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ③ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転又は特別施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。
- ④ 保安・ガス機器調査のため必要な場合は、ガス使用契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入りさせていただきます。
- ⑤ 原料価格の変動を料金に反映させるため、単位料金の調整を行っておりますが、その基準となる「平均原料価格」の上限に関する規定（指定旧供給地点小売供給約款23(2)②ただし書）を削除します。
- ⑥ 契約変更年月日：平成31年3月1日
- ⑦ 供給地点特定番号の「戸別番号」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

※変更後の供給条件は当社ホームページ、事業所等窓口にてご確認ください。（書面をご希望の際は、下記お問合せ先へご連絡ください。）

供給条件等の概要について

- 料金は「ガス使用量のお知らせ（検針票）」でご確認ください。
 - ・検針票に記載しているガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m³あたりの調整単位料金にガスの使用量を乗じた従量料金を合計して算定いたします。なお、調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
 - ・ガス料金はすべて税込みです。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（3%割増）となります。
 - ・ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
 - ・供給条件の詳細は、事業所等の店頭へ掲示しております。（ご希望の際は送付いたしますのでご連絡ください）
- 供給施設等の設置工事について
 - ・お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス使用契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解約される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。
- 保安上の取扱いについて
 - ・お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知します。調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。
- 契約変更時の取扱いについて
 - ・当社は、契約期間中であっても、約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の約款に異議がある場合、解約することができます。

ガス小売り全面自由化について

- ・平成29年4月1日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化になり、原則として都市ガスの供給区域等及び旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が廃止されました。
- ・一方、当団地は、当分の間ガス料金等に関する従前の規制が継続されていましたが、平成31年3月1日をもって規制が解除されました。これまで当団地では、経済産業大臣の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- ・お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、「戸別番号（供給地点特定番号）」を設定することとなっています。